

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年10月 7日
発信課 担当者	旭川市消防本部予防指導課 査察担当 箱崎
連絡先	電 話 0166 (25) 1123
	FAX 0166 (23) 9966
	E-mail

分 類	<input checked="" type="checkbox"/> イベント・行事    募集    契約・入札    会議・説明会    その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	10月 15日 ~ 10月 31日
発表項目 (行事名)	平成28年秋の全道火災予防運動
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>○趣旨 暖房器具の使用等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、地域住民に対する火災予防思想の普及を推進し、火災及び火災による死者の発生の低減化を図るとともに、住宅用火災警報器の普及促進及び維持管理等、放火火災防止対策、特定防火対象物等における防火安全対策等について、地域住民及び関係機関に広く周知するため、次のとおり平成28年秋の火災予防運動を実施する。</p> <p>○場所 市内一円</p> <p>○内容 別紙1及び2の行事計画のとおり</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (協力依頼文、別紙1、別紙2及び防火広報紙を添付) (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当 たってのお願い	
備 考	10月7日に市内一円に関係書類を発送する



旭 消 予 第 9 9 号  
平成28年10月7日

各 報 道 機 関 様

旭 川 市 消 防 本 部  
消 防 長 平 野 文 彦  
( 予 防 指 導 課 担 当 )

平成28年秋の火災予防運動の実施に対する御協力について (お願い)

秋冷の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市消防行政の推進につきまして格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、これから暖房器具の使用等により、火災が発生しやすくなる時季を迎えることから、10月15日(土)から10月31日(月)までの17日間、秋の火災予防運動を**別紙1(実施要領)**及び**別紙2(期間中の行事計画)**のとおり実施いたします。

つきましては、この運動の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

担当 旭川市消防本部予防指導課  
TEL 0166-25-1123  
庁内内線 5953

## 平成 28 年 秋の火災予防運動実施要領

## 1 目 的

暖房器具の使用等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、地域住民の皆様に対する火災予防思想の普及を推進し、火災及び火災による死者の発生を低減化を図るとともに、住宅用火災警報器の普及促進並びに維持管理等、放火火災防止対策、特定防火対象物等における防火安全対策等について、地域住民及び関係機関に広く周知することを目的として実施するものです。

## 2 統一標語

「消しましょう その火その時 その場所で」

## 3 実施期間

10月15日（土）から10月31日（月）までの17日間

## 4 実施機関

- |             |            |
|-------------|------------|
| (1) 旭川市消防本部 | (3) 上川町消防団 |
| (2) 旭川市消防団  | (4) 鷹栖町消防団 |

## 5 重点目標及び推進項目

## (1) 住宅防火対策の推進

ア 住宅用火災警報器の未設置世帯に対する設置義務化の周知、警報機の普及促進、維持管理及び経年劣化した警報器の交換の推進

平成23年6月1日から住宅用火災警報器の設置が全世帯を対象として義務化されましたが、依然として相当数の未設置世帯が存在すると予想されるため、積極的な普及促進及び制度の周知を図ります。

また、新築住宅等については平成18年6月1日から設置が義務化されているため、今後の適正な維持管理等について防火広報紙等を活用し、周知を図ります。

イ 高齢者等の安全対策に重点を置いた火災による死者発生防止対策の推進

高齢者等を中心に、住宅火災による死傷者の発生を防止するため、「ほのぼの防火訪問」の実施を強化するとともに、住宅用消火器及び緊急通報システム「ホットライン119」の普及を図ります。

## (2) 放火火災予防対策の推進

放火されない環境づくりの推進

消防車両による巡回広報等を通じ、放火火災防止のポイントを呼びかけます。

## (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

ア 特定防火対象物等に対する立入検査・訓練指導を実施します。

イ 違反のある防火対象物に対する違反指導を推進します。

## (4) 消火器の適切な維持管理

老朽化した消火器の破裂等による事故の発生を防止するため、市内の各消防用設備業協同組合に協力を依頼し、一斉回収等を通じて適切な処分を推進します。

## (5) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導の徹底

ア 催しを主催する者に対して指導を徹底します。

イ ガソリン等の貯蔵・取扱いについて指導を実施します。

ウ 火気器具等を使用する露店等への指導を実施します。

## 6 防火相談所の開設

火災予防運動の実施期間中、市内及び町内の消防署・出張所については、地域における防火・防災・救急に関する相談先及び防火講話・救急講習の実施依頼先として位置付け、各町内会、各団体等からの相談等に対応します。

**【相 談 先】**

- ◎南 消 防 署 旭川市7条通10丁目 (電話) 0166-23-4649  
東 出 張 所 旭川市3条通20丁目 (電話) 0166-31-3608  
豊 岡 出 張 所 旭川市豊岡3条3丁目 (電話) 0166-31-4603  
神 楽 出 張 所 旭川市神楽4条7丁目 (電話) 0166-61-2251  
東旭川出張所 旭川市東旭川北1条6丁目 (電話) 0166-36-1171  
忠 和 出 張 所 旭川市忠和4条8丁目 (電話) 0166-63-1789  
東 光 出 張 所 旭川市東光27条8丁目 (電話) 0166-33-9973
- ◎北 消 防 署 旭川市大町3条5丁目 (電話) 0166-51-8138  
春 光 出 張 所 旭川市末広4条1丁目 (電話) 0166-51-3823  
新旭川出張所 旭川市大雪通8丁目 (電話) 0166-26-0559  
永 山 出 張 所 旭川市永山2条17丁目 (電話) 0166-48-2055
- ◎上 川 消 防 署 上川郡上川町北町202番地 (電話) 01658-2-1040  
層雲峡出張所 上川郡上川町層雲峡39番 (電話) 01658-5-3107
- ◎鷹 栖 消 防 署 上川郡鷹栖町南1条3丁目 (電話) 0166-87-2042

**【火災案内電話】**

消防車が火災等へ出動した際、出動した内容・場所をお知らせします。

- ・ 一 般 電 話 (電話) 0180-99-1122
- ・ I P 電 話 等 (電話) 0166-23-7119

**【北海道救急医療情報案内センター】**

土日、休日、夜間の当番医を御案内しています。

- ・ 一 般 電 話 (電話) 0120-20-8699
- ・ 携 帯 電 話 (電話) 011-221-8699

**【お問い合わせ先】**

- ・ 旭川市消防本部 予防指導課 旭川市7条通10丁目  
(電話) 0166-25-1123
- ・ 旭川市消防本部 市民安心課 旭川市7条通10丁目  
(電話) 0166-25-8335

## 平成28年 秋の火災予防運動期間中の行事計画

行事名	期 日	場 所	対 象	内 容
消防訓練（総合訓練）	10月14日(金)	旭川市役所総合庁舎	旭川市職員 旭川市消防本部 旭川市消防団	目衛消防隊による119番通報訓練、初期消火及び避難誘導訓練 自衛消防隊及び消防隊による総合訓練を実施する。
火災防ぎょ訓練	10月17日(月)	層雲峡ホテル大雪	上川消防署、層雲峡出張所 上川町消防団 防火対象物関係者	消防職団員の技術向上や、町民の防火意識の高揚を図るため、火災防ぎょ訓練を実施する。
防火査察	10月15日(土) ～10月31日(月)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	防火対象物	建築物の防火安全対策の徹底を図るため、防火査察を実施する。
防火相談所の開設	10月15日(土) ～10月31日(月)	市内消防庁舎	地域住民	各消防署を防火相談所として位置付け、防火・防災・救急に関する相談等を受ける。
老朽化消火器の処分	10月15日(土) ～10月31日(月)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	防火査察の際に、消火器の適切な維持管理を指導するとともに、老朽化した消火器による人身事故の防止を図るため、適正な処分を呼びかける。
多数の者が集合する催しに対する火災予防指導の徹底	10月15日(土) ～10月31日(月)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	平成26年8月1日に旭川市火災予防条例の一部が改正されたことから、防火広報紙やホームページを活用し、多数の者が集合する催しに際し、火気器具を使用する場合の火災予防を周知する。
防火パトロール	10月15日(土) ～10月31日(月)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	消防車両による巡回広報を実施し、火災予防を呼びかけるとともに、放火火災の抑止を図る。
火災予防に関する講話	10月15日(土) ～10月31日(月)	市内一円	地域住民	防火対象物の関係者等から防火に関する講話依頼があった場合に、随時対応する。
防火ポスター、防火広報紙等による広報	10月15日(土) ～10月31日(月)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	市内及び上川町内、鷹栖町内における事業所、町内会、防火モデル地区	各事業所、町内会に防火ポスター・防火広報紙を配付し、火災予防を呼びかける。
ほのぼの訪問	10月15日(土) ～10月31日(月)	市内一円	75歳以上の方のみで構成する世帯	消防職員・消防団員・防火訪問協力員が対象者宅を訪問し、防火指導、防火点検及び日常生活における障害や不安の解消を図る(ホットライン119及び住宅用火災警報器の普及を含む。)

(裏面へつづく)

行事名	期間	場所	対象	内容
防火看板の掲示及び職員のマークプレート着用による広報	10月15日(土) ～10月31日(月)	市内消防庁舎・市庁舎 上川町内消防庁舎・上川町役場・上川町消防団詰所・層雲峡ホテル大雪 鷹栖町消防庁舎・鷹栖町消防団詰所	地域住民	各消防庁舎前及び各市町関係施設前に防火看板等を掲示するとともに、消防職員はマークプレートを着用し、地域住民に火災予防を呼びかける。また、市職員に対して、マークプレートの着用を依頼する。
市消防団員による防火広報紙の配布及び巡回広報	10月15日(土) ～10月31日(月)	市内一円	地域住民	一般家庭に防火広報紙を配布及び各分団員による消防車での巡回広報を実施し、地域住民に火災予防を呼びかける。
市消防団女性分団による防火チラシの配布	10月22日(土)	買物公園	市民	買物公園において通行人にチラシを配布し、火災予防を呼びかける。
市スーパーエイジ防火クラブ員による街頭広報	10月15日(土) ～10月31日(月)	市内物品販売店舗 (スーパー)	市民	市スーパーエイジ防火クラブ員が、買い物客に対して防火チラシを配布し、火災予防を呼びかける。
市女性(婦人)防火クラブ員による防火ポスターの配布及び巡回広報	10月15日(土) ～10月31日(月)	市内一円	地域住民	市婦人防火クラブ員が防火ポスターの配布及び巡回広報を行い、地域住民に火災予防を呼びかける。
市防火管理協会及び市危険物安全協会によるマークプレートの着用	10月15日(土) ～10月31日(月)	市内物品販売店舗及び市内ガソリンスタンド	市防火管理協会及び市危険物安全協会に加入する事業所	事業所の職員が「火災予防マークプレート」を着用し、買い物客等に火災予防運動の実施を周知し、火災予防を呼びかける。
消防・防災キッズフェスタ	10月15日(土)	旭川市総合防災センター	市幼年消防クラブ員 防災センター近隣住民	消防・防災の体験型学習イベントを開催し、来場者への防火・防災思想の普及啓発と消防行政への理解を深める。

平成28年

# 全道「秋の火災予防運動」10/15～10/31

全国统一防火標語 **消しましょう その火その時 その場所で**

## ～自分たちのまちは 自分たちで守る～

平成27年の旭川市の火災件数は68件と、10年前（平成18年）の95件と比較して28.4%減少しております。

出火原因としては、「放火・放火の疑い」「こんろ」「たばこ」「ストーブ」が上位を占めております。

火災100件当たりの死者数は、平成18年の5.3人に対し、平成27年が5.9人と増加傾向にあり、高齢者が火災の犠牲になるケースが増加しています。

### 消防団員募集！！

旭川市消防団は、34分団、693人（平成28年10月現在。定員750人）で構成し、火災や風水害などの災害対応、住民への防火・防災の啓発活動など、地域に根ざした活動を行っております。

消防団員は、平素は生業を持ちながら、「地域の安全と安心を守る」というボランティア精神に基づき、消防・防災活動を行う非常勤特別職の地方公務員です。

「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、あなたも消防団活動に参加しませんか。

※入団方法など詳細については、担当までお問い合わせください。



## 違反公表制度が始まります（平成29年1月1日～）

### 目的

生活安全情報を適切に提供する観点から、建物の利用者自らが防火安全に関する情報を確認できるよう、消防機関が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反に係る情報を公表する制度です。

### 内容

#### (1) 公表の対象となる防火対象物

百貨店、ホテル・旅館、病院・社会福祉施設などの不特定多数の者が出入りする建物（特定防火対象物）



百貨店



病院



ホテル

#### (2) 公表の対象となる違反

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置等



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

#### (3) 公表までの流れ

立入検査 → 結果通知（公表の事前予告）→ 違反継続 → 公表

#### (4) 公表の方法

市のホームページの掲載により公表

#### (5) 公表する事項

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地
- ③ 違反の内容

【問い合わせ先】

旭川市消防本部市民安心課（消防団担当）

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 TEL 0166-25-8364

【問い合わせ先】

旭川市消防本部予防指導課（査察担当）

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 TEL 0166-25-1123



# 住宅用火災警報器は設置されましたか？



## 設置する場所

- 寝室 (普段寝ている部屋全てに設置してください。)
- 階段 (1階以外に寝室がある場合は設置してください。)

※台所への設置義務はありませんが設置をお勧めします。

## 住宅用火災警報器相談窓口

(旭川市消防本部予防指導課内)  
TEL 0166-23-1119

## 住宅用火災警報器の設置後は・・・

<安心して使用していただくために、維持管理をしましょう。>

### ☆お手入れをしましょう！

警報器にホコリが入ると誤作動を起こしたり、火災を感知しにくくなります。お掃除の方法は機種によって異なりますので、取扱説明書をご確認ください。

### ☆点検をしましょう！

警報器の点検ボタンを押すか、ひもを引いて正常に作動するかを確認しましょう。目安は年に2回程度です。(春と秋の火災予防運動の時期に実施することをお勧めします。)

### ☆音が鳴らない・・・？

- 次のことを確認しましょう。
- ・電池はきちんとセットされていますか？
- ・電池切れではありませんか？

それでも鳴らない場合は、故障が考えられます。取扱説明書を確認してください。

### ■警報器本体の寿命は？

設置から10年が経過している場合は、内部の電子機器の劣化が進んでいるおそれがあるため、本体の交換をお勧めします。



## ～旭川市火災予防条例の一部を改正～ 平成26年8月1日施行

1. 多数の人が集合する催しで火気器具等を使用する場合、**消火器の準備** が必要になりました。

消火器は、露店ごとに準備

使用期限内のものを使用

こんろやフライヤー、発電機等を使うときは、必ず消火器を準備



2. 火気器具等を使用する露店等を開設する場合、**消防機関への届出** が必要になりました。

縁日や花火大会のほかにも、学校祭や町内会のお祭りも該当

催しの主催者や事務局が、各露店を一括して届出をすることが可能

個人でバーベキュー等をする場合は該当しない

最寄りの消防機関に問い合わせるか、旭川市消防本部予防指導課のホームページを参照してネ



## ご自宅等に、こんな消火器ありませんか？



古くなった消火器やキズがある消火器は、消防用設備などを専門に扱う業者に問い合わせ、引き取ってもらいましょう。なお、消防署では引き取りませんので、ご了承ください。

### ■問い合わせ先■ (午前9時～午後5時 土・日・休日を除く。)

- 旭川消防設備同業組合 (トア消防設備(株)内) TEL 0166-61-0671
  - 旭川消防設備業組合 (ヤマト消防設備商会(株)内) TEL 0166-22-3507
  - 旭川消防設備業研究会 (榊枝電内) TEL 0166-51-5365
  - (社)北海道消防設備協会旭川支部 (旭川ハツタ商事(株)内) TEL 0166-26-4100
- ※タウンページ等に記載されている「消防用設備用品を扱う業者」も参考にしてください。

消防署など公的機関の職員が一般住宅を訪問し、消火器や住宅用火災警報器を販売することはありません。悪質業者にご注意を！



旭川市消防本部予防指導課

旭川市7条通10丁目

電話 (0166) 25-1123

# 住宅用火災警報器は設置されましたか？



## 設置する場所

- 寝室 (普段寝ている部屋全てに設置してください。)
- 階段 (1階以外に寝室がある場合は設置してください。)

※台所への設置義務はありませんが設置をお勧めします。

## 住宅用火災警報器相談窓口

(旭川市消防本部予防指導課内)  
TEL 0166-23-1119

## 住宅用火災警報器の設置後は・・・

<安心して使用していただくために、維持管理をしましょう。>

### ☆お手入れをしましょう！

警報器にホコリが入ると誤作動を起こしたり、火災を感知しにくくなります。お掃除の方法は機種によって異なりますので、取扱説明書をご確認ください。

### ☆点検をしましょう！

警報器の点検ボタンを押すか、ひもを引いて正常に作動するかを確認しましょう。目安は年に2回程度です。

(春と秋の火災予防運動の時期に実施することをお勧めします。)

### ☆音が鳴らない・・・？

次のことを確認しましょう。

- ・電池はきちんとセットされていますか？
- ・電池切れではありませんか？

それでも鳴らない場合は、故障が考えられます。取扱説明書を確認してください。

### ■警報器本体の寿命は？

設置から10年が経過している場合は、内部の電子機器の劣化が進んでいるおそれがあるため、本体の交換をお勧めします。



## ～旭川市火災予防条例の一部を改正～ 平成26年8月1日施行

1. 多数の人が集合する催しで火気器具等を使用する場合、**消火器の準備** が必要になりました。

消火器は、露店ごとに準備

使用期限内のものを使用

こんろやフライヤー、発電機等を使うときは、必ず消火器を準備



2. 火気器具等を使用する露店等を開設する場合、**消防機関への届出** が必要になりました。

縁日や花火大会のほかにも、学校祭や町内会のお祭りも該当

催しの主催者や事務局が、各露店を一括して届出をすることが可能

個人でバーベキュー等をする場合は該当しない

最寄りの消防機関に問い合わせるか、旭川市消防本部予防指導課のホームページを参照してネ



## ご自宅等に、こんな消火器ありませんか？



古くなった消火器やキズがある消火器は、消防用設備などを専門に扱う業者に問い合わせ、引き取ってもらいましょう。なお、消防署では引き取りませんので、ご了承ください。

### ■問い合わせ先■ (午前9時～午後5時 土・日・休日を除く。)

- 旭川消防設備同業組合 (トア消防設備(株)内) TEL 0166-61-0671
  - 旭川消防設備業組合 (ヤマト消防設備商会(株)内) TEL 0166-22-3507
  - 旭川消防設備業研究会 (榊技電内) TEL 0166-51-5365
  - (社)北海道消防設備協会旭川支部 (旭川ハツタ商事(株)内) TEL 0166-26-4100
- ※タウンページ等に記載されている「消防用設備用品を扱う業者」も参考にしてください。

消防署など公的機関の職員が一般住宅を訪問し、消火器や住宅用火災警報器を販売することはありません。悪質業者にご注意を！

